

入院時の食事負担の引き上げについて

入院したときの食事については、1食あたりの総額と患者負担額(食事療養標準負担額)が決められており、その差額を「入院時食事療養費」として現物給付しています。

そのうち患者負担額は、平均的な家計での食費の状況等を勘案し厚生労働大臣が定めるとされています。

令和6年度の診療報酬改定のなかで、昨今の食材費の高騰等を踏まえ、1食あたりの総額と患者負担額が以下のとおり引き上げられました。

	新	旧
1食あたりの総額	670円	640円
患者負担額(一般所得者)	490円	460円
(低所得者:90日目まで)	230円	210円
(低所得者:91日目から)	180円	160円

(令和6年6月1日改正)